

第21回

定時株主総会  
招集ご通知

かい りき や  
魁力屋

開催  
日時

2024年3月28日(木曜日)午前10時  
(受付開始 午前9時15分)

決議事項

議 案 取締役5名選任の件

開催  
場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地  
京都経済センター 6階 会議室C

株式会社 魁力屋

証券コード5891

証券コード:5891  
2024年3月11日

## 株 主 各 位

京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町670番地  
株 式 会 社 魁 力 屋  
代 表 取 締 役 社 長 藤 田 宗

### 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の能登半島地震により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当社は2023年12月15日に東京証券取引所スタンダード市場に株式上場いたしました。株式上場之际、株主の皆様には沢山の御力添えをいただきましたこと心より感謝申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://corp.kairikiya.co.jp/ir/stock/>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「魁力屋」又は証券「コード」に「5891」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくかのいずれかの方法により、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）  
2. 場 所 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地  
京都経済センター 6階 会議室C

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第21期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告  
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした対象書類の一部であります。

計算書類の個別注記表

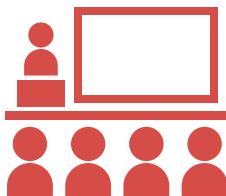
- (2)ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (3)書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット）による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効といたします。
- (4)電磁的方法（インターネット）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎株主総会ご出席の株主様への駐車場・駐輪場のご用意はしておりませんので、一般の有料駐車場、駐輪場をご利用いただくか、公共交通機関でご来場賜りますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんのでご理解賜りますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会決議通知は当社ウェブサイトへの掲載といたします。株主総会終了後は書面による発送物は特にございませんので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。
  - ◎今後、株主総会の運営に大きな影響が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.kairikiya.co.jp/ir/>)に掲載させていただきますので、最新情報をご確認ください。

## 議決権行使についてのご案内

### 当日ご出席による議決権行使

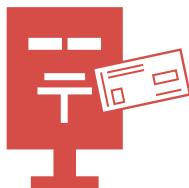


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時** 2024年3月28日（木曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時15分）

### 事前行使のご案内

#### 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2024年3月27日（水曜日）午後5時30分まで

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### インターネットによる議決権行使



後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年3月27日（水曜日）午後5時30分まで

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

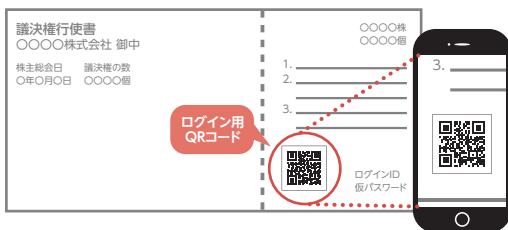
**議決権行使期限** 2024年3月27日（水曜日）午後5時30分締切

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。）

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

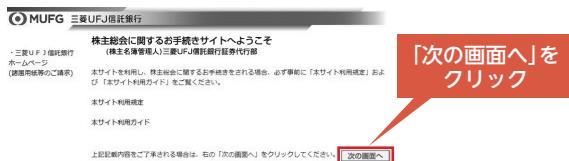
### ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

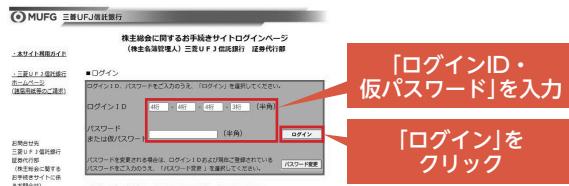
### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

## 議案及び参考事項

### 議 案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、引き続き取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者  
番号

1

ふじ た      つかさ  
藤田      宗

再 任

生年月日

1968年8月10日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年11月 (株)京都相互住宅入社  
1990年12月 (株)クリーニング丸藤（現(株)カーニバル）入社  
2005年7月 当社設立 代表取締役社長（現任）  
（重要な兼職の状況）該当事項はありません。

所有する当社の株式の数

1,072,500株

### 取締役候補者とした理由

藤田宗氏は、当社の創業以来一貫して代表取締役として経営の指揮をとり、理念の提唱及び浸透をはじめ経営全般においてリーダーシップを発揮し企業価値の向上に貢献してまいりました。このことから、今後の当社の企業価値向上において欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

2

たぐち つよし  
田口 剛

再任

生年月日

1968年12月30日

所有する当社の株式の数

5,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 (株)サト (現SRSホールディングス(株)) 入社  
 2010年10月 サト・アークランドフードサービス(株)取締役社長  
 2015年6月 サトレストラシステムズ(株) (現SRSホールディングス(株)) 取締役執行役員常務 事業統括本部長  
 2016年9月 (株)宮本むなし (現M&Sフードサービス(株)) 代表取締役社長  
 2018年4月 サトフードサービス(株)代表取締役執行役員社長  
 2019年4月 (株)マコトフードサービス専務執行役員  
 2020年4月 ドリームフーズ(株)専務執行役員  
 2021年4月 当社入社  
 2021年7月 当社取締役副社長兼事業統括本部長兼営業本部長 (現任)  
 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。

## 取締役候補者とした理由

田口剛氏は、上場企業の取締役としての豊富な経験と実績を有し、当社取締役就任後は中長期的な視点から経営判断を行うと同時に、営業本部長としてこれまでの経験を活かして事業施策を遂行しております。このことから、今後の当社の企業価値向上に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

3

まるもと じゅんぺい  
丸本 純平

再任

生年月日

1972年9月15日

所有する当社の株式の数

4,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 (株)富士銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行  
 2000年4月 財団法人日本国際協力センター入社  
 2007年11月 アイネックス税理士法人入所  
 2013年5月 (株)マルフジグループ入社  
 2015年12月 当社入社  
 2017年3月 当社取締役管理本部長  
 2021年3月 当社常務取締役管理本部長  
 2023年3月 当社専務取締役管理本部長 (現任)  
 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。

## 取締役候補者とした理由

丸本純平氏は、ファイナンス及び会計・税務等に豊富な経験と実績を有し、当社入社後は管理部門の責任者として中期経営計画の策定等においてリーダーシップを発揮しております。このことから、当社の企業価値向上に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

4

すずき よしかつ  
鈴木 芳克

再任

社外

独立

生年月日

1951年3月6日

所有する当社の株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年5月 (株)ワールドアカデミー入社  
 1984年10月 (株)サト (現SRSホールディングス(株)) 入社  
 2005年6月 同社取締役兼執行役員常務  
 2009年6月 同社常勤監査役  
 2017年3月 当社常勤監査役  
 2018年3月 当社社外取締役 (現任)  
 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木芳克氏は、上場企業の取締役及び監査役として豊富な経験と実績を有し、当社取締役就任後は、客観的な視点から経営全般に対する監督及び助言をしております。このことから、今後の当社の企業価値向上に欠かせない人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

5

みやもと あやこ  
宮本 文子

再

社 外

独 立

生年月日

1973年11月30日

所有する当社の株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所  
 2000年6月 東京北斗監査法人（現仰星監査法人）入所 非常勤（現任）  
 2003年7月 中村文子公認会計士事務所設立（現任）  
 2017年8月 (株)AmidAホールディングス監査役  
 2023年3月 当社社外取締役（現任）  
 （重要な兼職の状況） 中村文子公認会計士事務所代表

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮本文子氏は、公認会計士事務所を設立し、会計の実務において豊富な経験があり、公認会計士及び税理士の資格を有しております。また、内部統制の分野においても高い専門性に基づき、当社の経営に対する監督及び助言をしております。このことから、今後の当社の企業価値向上に欠かせない人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 各候補者の所有する株式数は当期末（2023年12月末）現在の株式数を記載しております。  
 3. 鈴木芳克氏、宮本文子氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  
 4. 鈴木芳克氏、宮本文子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。  
 5. 鈴木芳克氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。  
 6. 宮本文子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  
 7. 当社は鈴木芳克氏及び宮本文子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。  
 8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役（いずれも社外を含む。）並びに執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であると認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補償の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

以 上

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、経済活動が一気に正常化に向かいました。これに伴い、雇用や所得環境が改善し、個人消費や設備投資も持ち直しの動きがみられる等、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、地政学リスクの発生による資源・エネルギー価格の高騰、世界的な金融引締めに伴う為替の変動や物価の上昇等の影響により、先行きは不透明であります。

外食産業におきましては、エネルギー及び原材料価格の高止まりや人件費の高騰、深刻な人手不足といったマイナス要因はあるものの、経済活動の正常化に伴い人流回復が進み外食需要が高まったこと、円安の影響により訪日外国人が増加しインバウンド需要が高まったこと等により、着実に回復が進んでおります。

このような状況の中、当社は「日本の食文化と『おもてなしの心』で世界中を笑顔に！」を経営ビジョンとし、「たくさんのお客様に『ありがとう』と言われるお店でありたい」を店舗理念に掲げ、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

商品・販売施策につきましては、2月から3月にかけて「焼きめし定食半額祭」、春から夏にかけては「生ビール祭」、夏休み期間中は「お子さまフェア」、10月には「餃子半額祭」を実施いたしました。期間限定商品につきましては、「鶏白湯ラーメン」、「冷やし肉つけ麺」、「スタミナ中華そば」、「黄金塩雲吞麺」、「あご煮干し醤油ラーメン」、「にんにく背脂醤油ラーメン」、「北海道濃厚味噌らぁめん」等を季節毎に販売し、多くのお客様にご好評いただきました。また、既存顧客の来店頻度向上策として、6月に「創業感謝祭」を開催し、ご来店いただいたお客様に「特製醤油ラーメン無料券」を配布したほか、「トッピング無料券」、「100円割引券」等の各種クーポンを配布することで、多くのお客様にご来店いただくことができました。

出退店の状況につきましては、8月に九州エリア初出店となるゆめタウン久留米店、12月にはパーキングエリアにおいて2店舗目となる遠州豊田P A上り線店を出店するなど、年間15店舗を新規出店いたしました。一方、ラーメン魅力屋イオンモールりんくう泉南店を含む2店舗を退店し、F C加盟店等へ3店舗を移行した結果、ラーメン魅力屋135店舗（うち直営店103店舗、F C加盟店等32店舗）、中食事業等10店舗の合計145店舗となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は10,583,810千円（前年同期比20.1%増）、営業利益679,382千円（前年同期比78.3%増）、経常利益681,915千円（前年同期比6.2%増）、当期純利益は390,488千円（前年同期比24.3%増）となり、前年同期と比べ増収増益を達成することができました。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるためセグメントごとの記載はしておりません。

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、足元の経済動向は新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、経済活動が正常化に向かいコロナ禍以前の生活に戻りつつあります。しかしながら、不安定な国際情勢による資源・エネルギー価格の高止まりや世界的なインフレ圧力による物価の上昇等は継続しており、先行きは依然不透明であります。また、外食産業におきましては、経済活動の回復により外食需要は確実に高まりつつありますが、今後更なる需要拡大のためには、国内人口の減少や少子高齢化による労働人口の減少等による慢性的な人手不足の解消が課題であります。

このような状況の中、当社の次期の売上高は、外食需要の拡大と、積極的な出店を継続していくこと等により昨年を上回る水準で推移するものと予想しております。また、利益面におきましては、原材料価格の高止まりや人件費の上昇等の懸念材料はあるものの、売上高の増加等により昨年を上回る見込みであります。以上の状況を踏まえ、次期の業績につきましては、売上高は11,770百万円（前年同期比11.2%増）、営業利益は741百万円（前年同期比9.1%増）、経常利益は747百万円（前年同期比9.5%増）、当期純利益は454百万円（前年同期比16.3%増）を予想しております。なお、これらの予想及び進捗は今後の市場環境等、様々な要因により変動する可能性を含んでおります。

また、中長期的には経営ビジョンである「日本の食文化と『おもてなしの心』で世界中を笑顔に！」を実現するため、「加速度的な店舗展開と収益構造の変革」及び「食の総合企業への飛躍」を中長期経営戦略に掲げ、持続的な成長の実現と収益基盤の強化に取り組んでまいります。

具体的には、当社主力商品の「京都背脂醤油ラーメン」が地域嗜好性に左右されないという強みを生かし、直営店は関東・東海・関西の三大都市圏を中心に、それ以外の新商勢圏への出店はF C加盟店を中心に店舗数を増やし国内魅力屋事業の成長を加速してまいります。また、京都を代表するラーメンチェーンとして国内で高い知名度を有することを武器に海外進出について検討を進めてまいります。加えて、麺やスープ、チャーシューなどの主力商材についての自社開発や製造機能の保有、同業種への商材販売やコンサルティング、店頭や小売店、ECサイト等での自社製品の販売等々、商流機能の強化を図ることで食の総合企業への飛躍を目指します。また、外食事業を取り巻く環境の変化に応じて、新規事業の開発にも積極的に取り組み、お客様に選ばれ続ける企業としてより強固な企業体質を構築してまいります。

## (3) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、新規出店及び既存店の改修に関する投資を行い、その設備投資額は563,893千円となりました。

#### (4) 資金調達の状況

当社は2023年12月15日に東京証券取引所スタンダード市場に上場し、公募増資により、総額1,545,600千円の資金調達を行いました。

また、金融機関より長期借入金として総額65,000千円の資金調達を行いました。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2020年度 第18期	2021年度 第19期	2022年度 第20期	2023年度 (当期) 第21期
売上高	6,942,038千円	7,085,779千円	8,815,645千円	10,583,810千円
経常利益	186,431千円	490,234千円	642,184千円	681,915千円
当期純利益	132,934千円	234,481千円	314,204千円	390,488千円
1株当たり当期純利益	30.99円	54.66円	73.24円	88.95円
総資産	4,391,656千円	4,820,830千円	5,551,245千円	7,473,212千円
純資産	1,915,556千円	2,150,037千円	2,464,242千円	4,400,330千円
1株当たり純資産額	446.52円	501.17円	574.42円	801.52円

#### (6) 主要な事業内容

当社は、「ラーメン魅力屋」のブランドを中心として、主に関西地方、関東地方、東海地方に店舗を展開しております。

#### (7) 主要な営業所及び店舗（2023年12月31日現在）

名称	所在地
本社	京都府京都市
店舗	宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

(注) 上記所在地のほか、F C加盟店・独立店の店舗が群馬県、岐阜県、三重県、奈良県、広島県、福岡県、鹿児島県、沖縄県にございます。

### (8) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
287 (710) 名	△13名	36.8歳	4.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を外数で記載しております。  
2. 従業員数に嘱託者を含みます。

### (9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	184,571千円
株式会社三井住友銀行	161,636千円
株式会社京都銀行	157,422千円
株式会社みずほ銀行	130,758千円
株式会社滋賀銀行	119,132千円

### (10) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の代表取締役社長である藤田宗氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、各店舗の賃借料について、代表取締役社長藤田宗氏から債務保証を受けております。

#### ①取引にあたっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は役員との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め、当該取引の合理性、取引条件の妥当性を事前に審議したうえで承認を得ることとしております。

#### ②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については上記①に記載の方法で承認をしており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払は行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

#### ③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,490,000株  |
| (3) 株主数      | 3,346名      |
| (4) 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
株式会社マルフジコーポレーション	2,698,100株	49.14%
藤田 宗	1,072,500株	19.53%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	132,300株	2.40%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	110,800株	2.01%
楽天証券株式会社	106,500株	1.93%
岡村 茂樹	83,400株	1.51%
上田八木短資株式会社	76,900株	1.40%
魅力屋従業員持株会	49,300株	0.89%
株式会社SBI証券	28,400株	0.51%
野村證券株式会社	25,800株	0.46%

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

株式上場に伴い2023年12月14日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が1,200,000株増加いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2017年12月4日 臨時株主総会及び 取締役会決議 (第1回新株予約権)	2018年12月13日 臨時株主総会及び 取締役会決議 (第2回新株予約権)	2022年3月30日 定時株主総会及び 取締役会決議 (第3回新株予約権)
発行日	2017年12月22日	2018年12月27日	2022年3月31日
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
役員の保有状況	85個 (1名)	200個 (2名)	700個 (6名)
うち取締役	85個 (1名)	150個 (1名)	500個 (2名)
うち社外取締役	—	50個 (1名)	50個 (1名)
うち社外監査役	—	—	150個 (3名)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 8,500株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 70,000株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の行使時に払込をすべき金額	1株当たり473円	1株当たり553円	1株当たり720円
新株予約権の行使期間	2020年1月1日から 2027年11月30日	2020年12月28日から 2028年11月30日	2024年4月1日から 2032年2月29日
新株予約権の行使条件	ただし、日本国内の金融商品取引所に上場した日より3ヶ月が経過するまでは行使することができない。		
新株予約権の譲渡制限	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。		
新株予約権の譲渡制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。		

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 田 宗	
取締役副社長	田 口 剛	事業統括本部長兼営業本部長
専務取締役	丸 本 純 平	管理本部長
取締役	鈴 木 芳 克	
取締役	宮 本 文 子	中村文字公認会計士事務所代表
常勤監査役	福 富 宏 之	
監査役	大 森 剛	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所代表社員
監査役	永 井 康	DAIWA CYCLE 株式会社常勤監査役

- (注) 1. 鈴木芳克氏及び宮本文子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 福富宏之氏、大森剛氏及び永井康氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役鈴木芳克氏及び宮本文子氏、監査役福富宏之氏及び大森剛氏並びに永井康氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。  
 4. 常勤監査役福富宏之氏は長年にわたる経理業務の経験があり、また、監査役永井康氏は金融機関における長年にわたる経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当該事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。  
 2023年3月29日開催の第20回定時株主総会において、宮本文子氏が取締役（社外）として選任され就任いたしました。  
 6. 当該事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
丸本 純平	常務取締役管理本部長	専務取締役管理本部長	2023年3月29日

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役（いずれも社外を含む。）並びに執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を以下のとおり定めております。

- a. 当社の持続的な発展に向けた健全なインセンティブとして機能するものであること。
- b. ステークホルダーと価値観を共有し中長期的な企業価値向上に資する制度であること。
- c. 報酬体系及び報酬決定に関する基本方針及び基準は、客観性及び透明性を確保するため、指名報酬委員会の審議及び答申に基づくものであること。

なお、取締役の個人別の報酬は、当該決定方針に則り、取締役会の決議に基づいて、指名報酬委員会が決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は指名報酬委員会の答申を得ており当該方針に沿うものであると取締役会で判断しております。

また、監査役の報酬は、監査役同士の協議で設定する固定の基本報酬としております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

2016年3月28日開催の第13回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。また、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき、指名報酬委員会にその決定を委任することとしております。指名報酬委員会は社外取締役を委員長とし、社外役員2名（社外取締役1名、社外監査役1名）及び取締役1名で構成され、取締役会の諮問機関として、取締役の報酬等について審議を行い、取締役会に答申しております。なお、指名報酬委員会の構成員につきましては次のとおりであります。

- ・ 構成員の氏名、地位及び担当  
委員長 鈴木芳克（社外取締役）  
委員 田口 剛（取締役副社長兼事業統括本部長兼営業本部長）  
委員 福富宏之（社外監査役）

### ④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 87,360千円（うち社外取締役 2名 6,690千円）

監査役 3名 12,000千円（うち社外監査役 3名 12,000千円）

（注）当社は上記以外に職務執行の対価として、取締役及び監査役に対して新株予約権を付与しております。また、当事業年度の末日における役員の保有状況は「3.（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載しております。

## （5）社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役宮本文子氏は中村文子公認会計士事務所の代表であります。また、監査役永井康氏はDAIWA CYCLE株式会社の常勤監査役に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査役大森剛氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所代表社員であり、当社は同事務所との間で顧問契約を締結しております。当社が同事務所に支払う顧問報酬は、当社及び同事務所それぞれの年間売上高に対し僅少であり、大きな影響を与える取引関係にはありません。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役に関する事項

氏名	地位	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
鈴木 芳 克	取 締 役	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、外食企業の役員経験及び長年培った外食産業の豊富な知識・経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っており、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
宮 本 文 子	取 締 役	2023年3月29日に就任後、当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、公認会計士及び税理士としての高い専門性に基づく見地から取締役会の適正性の確保に必要な助言提言を行っており、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

b. 社外監査役に関する事項

氏名	地位	主な活動状況
福 富 宏 之	常 勤 監 査 役	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回全てに出席し、上場会社の役員経験及び長年事業会社で培った会計・税務の経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会における監査事項の協議等において、必要な発言を行っております。
大 森 剛	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回全てに出席し、弁護士として専門的な知識及び豊富な経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会における監査事項の協議等において、必要な発言を行っております。
永 井 康	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会19回中18回及び監査役会13回中12回に出席し、金融機関を通じて培った知識・経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会における監査事項の協議等において、必要な発言を行っております。

③ 親会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,300千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規株式上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続して職務を全うするうえで重大な支障があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提出します。

## (5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- a. 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- b. 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- c. 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役の情報共有を推進することにより、他の取締役の業務執行の監督を行います。
  - b. 監査役は、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行います。
  - c. 「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し法令、定款、規程及び社会規範の遵守に取り組みます。
  - d. 監査役及び内部監査担当者は、取締役及び使用人の職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているかどうかの監査を行います。
  - e. 「内部通報制度運用規程」に基づき、法令及び定款違反行為等に対して、社内外に匿名で相談・申告できる窓口を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項  
株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報、契約書、稟議書等の社内重要書類及びこれらの情報については、法令、定款及び「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、定期的に各取締役、経営幹部及び従業員から、業務執行に関わる重要な情報の報告を行います。
  - b. 「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催し、リスク対応状況を報告、管理することでリスクを最小限に抑える体制を構築します。
  - c. 有事の際は、代表取締役社長が臨時委員会を招集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な連携をとれる体制を構築します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 当社は、定例の取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、「取締役会規則」及び「職務権限規程」において、取締役会において決議又は報告が必要な事項を定めております。
  - b. 日常の職務執行については、各社内諸規程・マニュアル等へ定めており、必要に応じて規程の見直しを行うことで、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

- ⑤ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の实效性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。
  - 監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等については、監査役と取締役の協議によるものとし、補助使用人の独立性について十分留意するものとします。
  - 監査役は必要に応じ適宜当該使用人に対し、業務執行の報告を求めることができるものとします。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受けることができる体制を構築します。
  - 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、監査役に報告することとしております。
  - 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を理由として不利な扱いを禁止し、内部通報に関する社内規程に準じた取り扱いとします。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ⑧ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制を構築します。
  - 監査役は会計監査人及び内部監査人と意見交換や情報交換を行い、必要に応じ適宜連携できる体制を構築します。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づき内部統制システムの整備を行い、その適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

#### ① コンプライアンス管理

当社は、コンプライアンス規程を社内に告知しており、コンプライアンス意識向上を目的に、社員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。また、パート・アルバイトスタッフにおいても時間帯責任者役職のスタッフには時間帯責任者検定のカリキュラム内にてコンプライアンス研修を行っております。コンプライアンス推進委員会は全社的なコンプライアンス方針を検討、討議しており、関係各部署で対策を実施しております。また、反社会的勢力の排除に関する規程を定め社内に告知しております。内部通報制度として、外部の弁護士が窓口を担当しており、通報内容についてコンプライアンス推進委員会に報告を行い、改善、再発防止に努めております。

#### ② リスク管理

当社は、リスク管理委員会で策定したリスク管理表への対策に基づき主管部署を特定のおうえ対策を実施し、同会議にて定期的に進捗確認及び対策の是正をしております。

#### ③ 取締役の職務執行の管理

当社は、月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況を取締役会及び経営会議で報告し、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っております。また、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行の報告を行い、年間を通して全役員が出席して効率的に行われております。当事業年度の取締役会は19回開催いたしました。

#### ④ 監査役の職務執行の管理

当社は、監査上必要な資料の提供やスケジュール調整を行い、円滑な監査役監査が遂行できるよう努めております。監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人から必要な情報を得るほか、使用人からも情報収集を行っております。さらには、四半期ごとに会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。また、定例の監査役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、全監査役が出席して取締役の職務執行状況について意見交換を行っております。当事業年度の監査役会は13回開催いたしました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の基本方針については、特に定めておりません。

### 7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

2023年12月期の期末配当は、新たな成長につながる設備投資資金や今後の事業展開の備えとしての内部留保を確保しつつ、1株当たり13円の配当を実施する予定としておりましたが、当期純利益が当初の予想を上回ったことから2円を上乗せし、15円の配当をすることといたしました。また、次期の配当につきましては1株当たり16円の配当を予定しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,286,922</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,038,963</b>
現金及び預金	3,511,816	買掛金	439,472
売掛金	259,305	1年内返済予定の長期借入金	336,546
原材料	38,264	リース債務	3,025
前払費用	123,492	未払金	666,921
預け金	224,873	未払費用	184,033
その他	129,168	未払法人税等	197,615
<b>固定資産</b>	<b>3,186,289</b>	契約負債	25,946
有形固定資産	2,126,906	前受金	6,465
建物	1,532,696	預り金	38,897
構築物	181,393	その他	140,039
機械及び装置	200,415	<b>固定負債</b>	<b>1,033,918</b>
車両運搬具	0	長期借入金	615,577
工具、器具及び備品	32,182	リース債務	4,790
土地	180,218	資産除去債務	371,033
無形固定資産	64,442	その他	42,517
借地権	51,790	<b>負債合計</b>	<b>3,072,881</b>
ソフトウェア	2,098	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	7,105	<b>株主資本</b>	<b>4,400,330</b>
その他	3,448	資本金	872,800
投資その他の資産	994,941	資本剰余金	1,027,313
出資金	80	資本準備金	933,556
長期前払費用	25,191	その他資本剰余金	93,756
繰延税金資産	301,130	利益剰余金	2,500,217
敷金及び保証金	469,215	利益準備金	2,500
建設協力金	199,323	その他利益剰余金	2,497,717
<b>資産合計</b>	<b>7,473,212</b>	繰越利益剰余金	2,497,717
		<b>純資産合計</b>	<b>4,400,330</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,473,212</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,583,810
売上原価		3,077,982
売上総利益		7,505,828
販売費及び一般管理費		6,826,445
営業利益		679,382
営業外収益		
受取利息	2,285	
受取賃貸料	21,041	
受取手数料	13,333	
固定資産売却益	26,881	
その他	5,078	68,621
営業外費用		
支払利息	4,798	
賃貸費用	21,139	
固定資産除却損	5,566	
事故関連費用	11,403	
上場関連費用	17,493	
その他	5,687	66,088
経常利益		681,915
特別損失		
減損損失	1,028	1,028
税引前当期純利益		680,886
法人税、住民税及び事業税	246,592	
法人税等調整額	43,806	290,398
当期純利益		390,488

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
当期首残高	100,000	160,756	93,756	254,513
当期変動額				
新株の発行	772,800	772,800		772,800
当期純利益				
当期変動額合計	772,800	772,800	—	772,800
当期末残高	872,800	933,556	93,756	1,027,313

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金			株主資本 合 計	
	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
		繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	2,500	2,107,228	2,109,728	2,464,242	2,464,242
当期変動額					
新株の発行				1,545,600	1,545,600
当期純利益		390,488	390,488	390,488	390,488
当期変動額合計	—	390,488	390,488	1,936,088	1,936,088
当期末残高	2,500	2,497,717	2,500,217	4,400,330	4,400,330

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社魅力屋  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 伸吾

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 直子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社魅力屋の2023年1月1日から2023年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条5号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- なお、会計監査人から金融庁の行政処分を受け業務改善計画を提出したとの報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- また、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

株式会社魅力屋 監査役会  
常勤社外監査役 福冨 宏之  
社外監査役 大森 剛  
社外監査役 永井 康

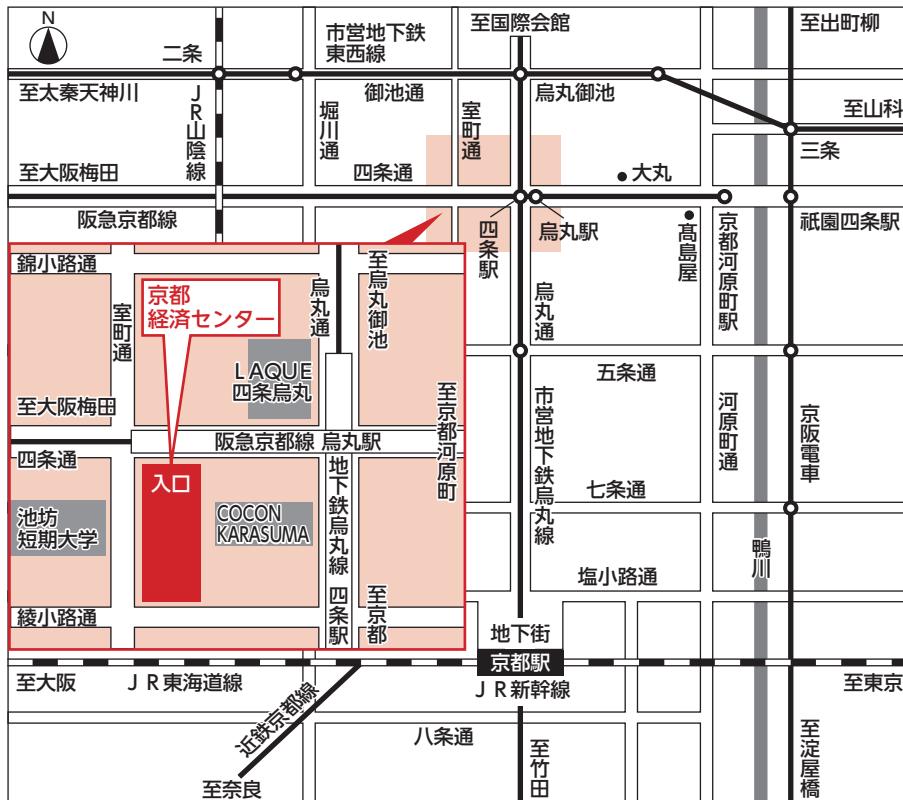
以上

## 株主総会会場ご案内図

会場

### 京都経済センター 6階 会議室C

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 TEL 075-708-3333



### 交通機関 のご案内

- ・京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出てすぐ
- ・阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結
- ・京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ
- ・京阪電車「祇園四条駅」下車市営バス「四条京阪前」より乗車約9分

※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

